

寄付金に対する減免税措置について

学校法人関西学院への寄付金については、法人、個人を問わず次のような減免税の措置が受けられます。

個人の場合

■所得税の減免税措置について

学校法人関西学院は文部科学大臣から免税措置に必要な「特定公益増進法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」の交付を受けております。ご寄付が本学に入金され次第、これらの証明書を印刷した「寄付金領収書」をお届けいたします。お届けしました領収書を添えて、ご寄付いただいた翌年の確定申告期間に所轄税務署に確定申告をして、所得税の還付請求を行ってください。

なお、還付請求にあたっては以下の「①税額控除制度」又は「②所得控除制度」の2つの制度から免税効果の高くなる一方の制度を選択することができます。

①税額控除制度 2011年1月以降に発行された領収書

$$\left(\text{寄付金額}^{\ast 1} - 2000 \text{円} \right) \times 40\% = \text{控除対象額}^{\ast 2}$$

※1 寄付金は総所得金額の40%まで ※2 控除対象額は所得税額の25%まで

②所得控除制度

$$\left(\text{所得金額} - \text{所得控除額} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

$$\text{所得控除額} = \text{寄付金額} - 2000 \text{円}$$

■所得控除制度を利用した場合、還付される所得税の目安

課税所得金額 (単位:万円)	500	600	700	800	900	1,000	1,500	2,000
寄付金額 (単位:万円)	還付金額 (単位:円)							
1	1,600	1,600	1,840	1,840	1,840	2,640	2,640	3,200
5	9,600	9,600	11,040	11,040	11,040	15,840	15,840	19,200
10	19,600	19,600	22,540	22,540	22,540	32,340	32,340	39,200
30	59,600	59,600	68,540	68,540	68,540	98,340	98,340	119,200
50	99,600	99,600	114,540	114,540	114,540	164,340	164,340	199,200
100	199,600	199,600	229,540	229,540	229,540	329,340	329,340	399,200
200	399,600	399,600	459,540	459,540	459,540	659,340	659,340	799,200
300	399,600	479,600	643,540	689,540	689,540	989,340	989,340	1,199,200

※課税所得金額とは、給与所得金額（給与収入金額－給与所得控除額）から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除等の合計額を控除した金額をいいます。

※所得税の税率は、平成23年4月1日現在の法令によります。

※還付金額は目安ですので、ご参考としてお取扱ください。

③免税額の比較 (モデルケース)

②所得控除制度は所得税率が高く、高所得者ほど減税効果大きいことが特徴ですが、①税額控除制度は所得税率に関係なく、税額から直接控除するので、所得にかかわらず、また小口の寄付にも減税効果が高いのが特徴です。

■免税効果の比較

還付額
例) 1万円のご寄付 (所得金額600万円の方)
①税額控除制度を選択する場合… (10,000円－2,000円) × 40% = 3,200円
②所得控除制度を選択する場合… 1,600円

例) 1万円のご寄付 (所得金額1,000万円の方)
①税額控除制度を選択する場合… (10,000円－2,000円) × 40% = 3,200円
②所得控除制度を選択する場合… 2,640円

例) 5万円のご寄付 (所得金額600万円の方)
①税額控除制度を選択する場合… (50,000円－2,000円) × 40% = 19,200円
②所得控除制度を選択する場合… 9,600円

例) 5万円のご寄付 (所得金額1,000万円の方)
①税額控除制度を選択する場合… (50,000円－2,000円) × 40% = 19,200円
②所得控除制度を選択する場合… 15,840円

例) 10万円のご寄付 (所得金額600万円の方)
①税額控除制度を選択する場合… (100,000円－2,000円) × 40% = 39,200円
②所得控除制度を選択する場合… 19,600円

例) 10万円のご寄付 (所得金額1,000万円の方)
①税額控除制度を選択する場合… (100,000円－2,000円) × 40% = 39,200円
②所得控除制度を選択する場合… 32,340円

※「②所得控除制度」の免税額(目安)は別表のとおり

■相続または遺贈による寄付について

関西学院は文部科学省から特定公益増進法人の証明を受けております。

相続または遺贈により財産を取得した人がその取得した財産を、相続税の申告期限までに関西学院に対してご寄付いただいた場合は、その寄付に相続税が課税されません。非課税の扱いを受けるには、関西学院発行の領収証と「相続税非課税対象法人の証明書」(関西学院からの申請により文部科学省が発行)が必要です。証明書の発行までに2ヶ月かかる場合もありますので、ご寄付をお考えいただいている場合は、事前にご相談ください。

■住民税の減免税措置について

住民税控除の対象分につきましては、2月頃に対象者へ郵送にて個別にご案内いたします。

法人の場合 (法人税の減免が受けられます)

寄付金に対する損金算入等の措置に関する手順には、次の2通りがあります。いずれもご寄付された金額が、その事業年度の損金に算入されます。

1. 特定寄付金 (損金算入限度額以内で減免が受けられる寄付金)

この寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額(下記参照)に相当する金額で、別枠として損金に算入されます。

損金算入は、本学発行の「寄付金領収書」(裏面に「特定公益増進法人であることの証明書(写)」が印刷)によって法人税減免の手続きを行うことができます。

一般寄付金の損金算入限度額の計算方法

$$\left\{ \left(\begin{array}{l} \text{期末資本金} \\ \text{及び資本積立金} \end{array} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{寄付金支出前の} \\ \text{所得金額掛} \end{array} \times \frac{5}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2} = \text{損金算入} \\ \text{限度額}$$

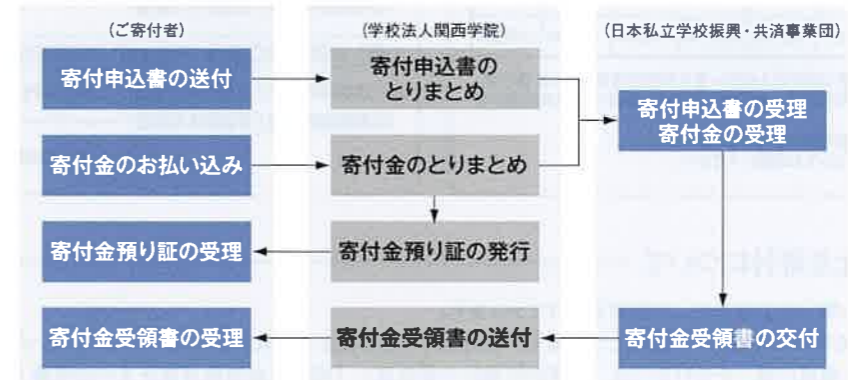
2. 指定寄付金 (全額が損金に算入される寄付金)

- この寄付金は、本学が「指定寄付金」として日本私立学校振興・共済事業団の承認を受ける寄付金で全額を決算時に算入することができます。
- この寄付金は、事業団が取り扱う寄付金ですが、これに係る諸手続は、法人部校友課で行います。したがって、本学への寄付申込書のほか、**日本私立学校振興・共済事業団宛の寄付申込書が必要**になります。
- 寄付金が本学に入金され次第、本学発行の「領収証」をお送りするとともに、寄付金は本学からいったん事業団へ入金します。
- 損金算入に必要な**日本私立学校振興・共済事業団発行の「寄付金受領書」**は、事業団から交付され次第、本学を経由してお届けいたします。

※指定寄付金でご寄付の場合はあらかじめ校友課にお問い合わせください。別途、必要書類等をお届けします。

お願い：寄付金を事業団が受領した日は、受入期間内において事業団の指定銀行に口座に寄付金が入金された日となります。従って、寄付者である会社等法人の寄付金を支出した日の属する事業年度(決算日)を過ぎてしまいますと、寄付者はその年度の損金算入が認められなくなりますので、決算日に特に御注意いただくとともに、本学への寄付申込書の送付ならびに送金につきましては当該決算日より最低14日以上前になりますようご協力をお願いいたします。

指定寄付金の事務手続図



【お問い合わせ】 学校法人関西学院法人部校友課

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155 TEL:0798-54-6010 FAX:0798-51-0929

関西学院 募金ホームページ <https://www.kwansei.ac.jp/donation/>

関西学院 募金 検索